

災害時要配慮者避難支援方法マニュアル

○一人暮らし高齢者

特	徴
・体力が衰え、行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。	
情報伝達の配慮事項	
・迅速かつ直接的な情報伝達が必要	
避難所での留意点	
・高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ・トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。	

○寝たきり高齢者

特	徴
・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・自分で行動することができない。	
情報伝達の配慮事項	
・本人、家族、避難支援者への迅速な情報伝達が必要	
避難誘導時の留意点	
・車イスやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・日頃から服用している薬があれば携帯する。	
避難所での留意点	
・避難所において援助が必要な人に対して、ヘルパー等人材を派遣する。	

○認知症高齢者

特	徴
・自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ・自分の状況を、伝えることが困難な場合がある。	
情報伝達の配慮事項	
・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。	
避難誘導時の留意点	
・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる(一人にはしない)。 ・災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 ・激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。	
避難所での留意点	
・認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。 ・徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼む。	

○視覚障害者

特	徴
<ul style="list-style-type: none">・視覚による緊急事等の覚知が不可能な場合や、瞬時に覚知することが困難・日常の生活圏では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none">・音声による情報伝達及び状況説明が必要	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none">・日常の生活圏であっても、災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。・白杖を持たない方の手で支援者の肘を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押ししたりしない。・段差のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるか下がるか伝える。段差が終わったら立ち止まり、段差の終わりを伝える。・盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none">・できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。・視覚障害者には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。・ガイドヘルパー等の配置に努める。・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。	

○聴覚障害者

特	徴
<ul style="list-style-type: none">・音声による情報が伝わらない(視覚外異変・危険察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない)。・必ずしも、手話ができるわけではない。	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none">・正面から口を大きく動かして話す。・文字や絵を組み合わせて、情報を伝える。・盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。・掲示板・ファクシミリ・Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none">・手話・筆談・身振り等で状況説明を行い、避難所へ誘導する。	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none">・聴覚障害者には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。・手話通訳や要約筆記の必要な人をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。	

○盲ろう者

<ul style="list-style-type: none">・障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことに配慮する。・必要に応じて介助者、通訳者の配慮に努める。・指点字や手のひらに文字を書く等の手段により状況を伝える。	
---	--

○肢体不自由

特	徴
・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要	
情報伝達の配慮事項	
・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要	
避難誘導時の留意点	
・自力で避難することが困難な場合に、車イスやストレッチャー等の移動用具等が確保できない場合には、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 〔車イスを使用する場合〕 ・段差を越えるときは、押す人の足元にあるストッパーを踏み、車イスの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上がるときは車イスを前向きに、下りるときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。 ・緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 ・段差を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。	
避難所での留意点	
・車イスが通れる通路を確保する。 ・できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 ・身体機能にあった、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 ・車イス等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。	

○内部障害者・難病患者

特	徴
・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要 ・医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要	
情報伝達の配慮事項	
・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要	
避難誘導時の留意点	
・常時使用している医療機器(機器によっては、電気、酸素ボンベが必要)を確保するとともに、医薬品を携行する。 ・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・必要に応じて、迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。	
避難所での留意点	
・特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要 ・医薬品や衛生材料の確保が必要 ・医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施 ・避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要	

○知的障害者

特	徴
<ul style="list-style-type: none">・急激な環境の変化に順応しにくい。・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による、精神的な動揺が見られる場合がある。	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none">・ゆっくり具体的に、わかりやすく繰り返し情報を伝える。・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none">・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。・必ず誰かが付き添い、手を引くなどして、移動させる(一人にはしない)。・災害の不安から、大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。・救出の際に、思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。・発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し、指示を受ける。	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none">・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。・周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要	

○精神障害者

特	徴
<ul style="list-style-type: none">・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。・服用を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none">・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none">・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。・必ず誰かが付き添い、手を引くなどして、移動させる(一人にはしない)。・災害の不安から、大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。・強い不安や症状悪化が見られる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関、または保健所へ相談し指示を受ける。	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none">・医療機関との連絡体制の確保が必要・精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要・精神障害者の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要	

○妊産婦

特	徴
・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	
情報伝達の配慮事項	
・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要	
避難誘導時の留意点	
・避難誘導を支援してくれる人の確保が必要	
避難所での留意点	
・避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要	

○乳幼児・児童

特	徴
・危険を判断し、行動する能力がない。 ・時間帯によっては、保護者がいない児童がいる。	
情報伝達の配慮事項	
・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要	
避難誘導時の留意点	
・保護者とともに避難する。	
避難所での留意点	
・乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ・夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・乳児に対して、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。 ・被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要	

○外国人

特	徴
・日本語での、情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。	
情報伝達の配慮事項	
・わかりやすい日本語や外国語による情報提供や、支援者への情報提供が必要	
避難誘導時の留意点	
・外国語の理解できる支援者の確保が必要	
避難所での留意点	
・多言語による情報提供や、外国語の理解できる支援者の確保が必要 ・宗教、風俗、習慣等への配慮が必要	